

奈良県防災行政通信ネットワークシステム

運用マニュアル

平成22年4月

奈良県

目 次

1. 用語
2. ネットワークシステム系統
3. 事故発生時等の連絡体制
4. 通信の優先
5. 通信の制限
6. 無線従事者
7. 備え付け書類
8. 一時的な運用停止
9. 通話時の留意事項
10. 防災用ファクシミリ使用時の留意事項
11. 通信試験
12. 設備障害時の運用停止
13. 設置場所の変更等
14. 消耗品等の補充
15. 防災用自動起動発電装置の燃料補給
16. 防災用自動起動発電装置の自動保守運転
17. 通信局の端末機器電源
18. 地域衛星通信ネットワークを利用した映像送信
19. 防災情報の取得をアクセスポイント経由で行う場合

奈良県防災行政通信ネットワークシステム運用マニュアル（以下「マニュアル」という。）は、奈良県防災行政通信ネットワークシステム運用管理規程（以下「規程」という。）に基づき、奈良県防災行政通信ネットワークシステム（以下「ネットワークシステム」という。）の運用に必要となる基本的事項について定める。

1. 用語

このマニュアルにおける用語の意義は、次のとおり。

- (1) 「衛星系」とは、財団法人自治体衛星通信機構が運営する地域衛星通信ネットワークシステムに加入している通信局を結ぶ衛星回線をいう。
- (2) 「地上系」とは、ネットワークシステムを構成する通信局を結ぶ衛星回線以外の通信回線をいう。
- (3) 「幹線系」とは、「地上系」通信局のうち、統制局から中継局を経由し支部局を結ぶ多重無線回線をいう。
- (4) 「端末系」とは、「地上系」通信局のうち、中継局及び支部局から端末局を結ぶ単一回線及び有線回線をいう。
- (5) 「個別通信」とは、通信局において個別に行う通信をいう。
- (6) 「一斉通信」とは、2局以上の通信局に対して同時に一方的に行う通信をいう。
- (7) 「受令局」とは、一斉通信を受けることのできる通信局をいう。
- (8) 「FAX一斉」とは、ファクシミリによる一斉通信をいう。
- (9) 「防災一斉」とは、主に防災情報の伝達を目的とし、一斉回線と個別回線を使い、受令局に対して受領確認を要求することができるFAX一斉をいう。
- (10) 「行政一斉」とは、主に行政利用を目的とし、個別回線のみを使い、受令局に対して受確を要求できないFAX一斉をいう。
- (11) 「衛星可搬局」とは、全国を移動範囲とする衛星通信局をいう。
- (12) 「全県移動局」とは、県下全域を移動範囲とする150 MHz帯移動通信局をいう。
- (13) 「地区移動局」とは、奈良盆地付近を移動範囲とする400 MHz帯移動通信局をいう。
- (14) 「防災用電話機」とは、防災用交換機が制御を行う電話機をいう。

2. ネットワークシステム系統

ネットワークシステム系統は別図 1 のとおり。

3. 事故発生時等の連絡体制

事故発生時等の連絡体制は別表 1 のとおり。

4. 通信の優先（規程第 6 条関係）

通信の優先の主な内容は、次のとおり。

- (1) 人命に関するもの。
- (2) 災害の予報又は警報に関するもの。
- (3) 災害時又は災害後の被害情報等のうち緊急なもの。
- (4) その他システム管理者が必要と認めたもの。

5. 通信の制限（規程第 7 条関係）

通信の制限に関する主な内容は、次のとおり。

- (1) 県庁統制局による強制切断または停波
- (2) 自治体衛星通信機構による強制切断
- (3) 発信規制
- (4) 行政一斉の配信受付停止

6. 無線従事者（規程第 9 条関係）

無線従事者の選任数は、無線局ごとに原則 3 名以上とする。

システム管理者は、無線従事者の選解任について定期的に照会を行う。

7. 備え付け書類

通信局に備え付ける書類は、次のとおり。

(1) 固定局、基地局、携帯基地局、地球局（VSAT 地球局を除く。）

- ① 免許状
- ② (再) 免許申請書の添付書類の写し
- ③ 工事設計書の変更申請書の添付書類の写し
- ④ 工事設計書の届出書の添付書類の写し

(2) 陸上移動局、携帯局

- ① 免許状（常置場所）

(参考) VSAT 地球局は包括免許人が書類を管理。

8. 一時的な運用停止（規程第8条・10条関係）

通信管理者は、庁舎停電等により予め通信局の一時的な運用停止が見込まれる場合、事前にシステム管理者（防災統括室経由）に様式1により届け出ること。

通信管理者は、予め通信局の運用停止が見込まれる場合、通信局が運用可能となるよう事前に必要な処置をとらなければならない。ただし、システム管理者と停止期間内の対応を協議の結果、上記処置が困難な場合、若しくは処置をとる必要がないと判断した場合は、当該通信局の運用を停止することができる。

システム管理者は、運用停止の届け出を受けた場合、通信管理者に対して必要な処置を指示することができる。また、ネットワークシステムが停止する場合は、当該通信局の停止期間における連絡方法を他の通信局に対して通知する。

9. 通話時の留意事項

ネットワークシステムの迅速かつ有効な利用を図るため、次の各号に掲げる事項に留意すること。

- (1) 通話内容は、予め簡潔に整理し、把握しておくこと。
- (2) 通話は原則として3分以内とし、通話を中断するときはいったん打ち切り、他の通信の疎通を図ること。
- (3) 地上系単一回線は、秘匿性がないため傍受される恐れがあるので、通話内容には十分注意して運用すること。

10. 防災用ファクシミリ使用時の留意事項

送信文書は、軽易な公文書、連絡文、資料その他の防災及び行政文書であって、ファクシミリを利用することが経費の節減又は事務の効率的執行となるもの。

送信原稿枚数は原則として5枚以内とし、用紙サイズはA4とする。また、送信原稿には、送信者、受信者及び送信枚数を記載した送付状を必ず添付すること。

防災用一斉指令（受領確認あり）は、気象情報など防災上特に必要な情報に限り使用するものとする。ただし、通信訓練、通信試験その他システム管理者が特に使用を認めたものはこの限りではない。

11. 通信試験（規程第12条関係）

システム管理者は、ネットワークシステムの正常動作を確認するために、定期的な通信試験若しくは臨時の通信試験を行うことができる。

上記通信試験を行う場合は、予め各通信管理者へ通知する。ただし、障害復旧等速やかに通信試験を行う必要がある場合は、この限りでない。

1 2. 設備障害時の運用停止（規程第 1 3 条関係）

通信管理者は、障害発生等により通信局が運用停止となった場合は、遅滞なくその旨をシステム管理者（防災統括室経由）に報告する。

システム管理者は、上記運用停止の報告を受けた場合、通信管理者に対して必要な処置を指示することができる。また、ネットワークシステムが停止する場合は、当該通信局の停止期間における連絡方法を他の通信局に対して通知する。

1 3. 設置場所の変更等（規程第 1 4 条関係）

庁舎の移転、防災担当部課の変更等により設備の設置場所を変更する場合は、事前にシステム管理者（防災統括室経由）と様式 2 により協議を行う。

庁舎用発電機の改修、庁舎用電話交換機の改修等、通信局の設備に変更が生じる場合は、ネットワークシステムの構成等について事前にシステム管理者（防災統括室経由）と様式 2 により協議を行う。

1 4. 消耗品等の補充

通信局における消耗品（用紙、インク等）及び防災用自動起動発電装置を設置した通信局の燃料は、各通信局において常に補充すること。

1 5. 防災用自動起動発電装置の燃料補給

防災用自動起動発電装置の残燃料低下時の対応について、残量 2 / 3（運転可能約 1 6 時間）及び残量 1 / 3（運転可能約 8 時間）となった場合、システム管理者は通信管理者にその旨を連絡するので、当該通信管理者はすみやかに燃料を補給すること。

16. 防災用自動起動発電装置の自動保守運転

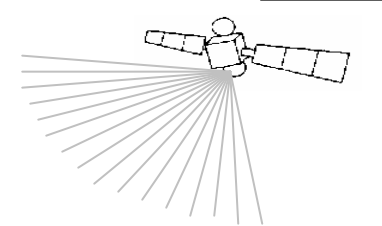
防災用自動起動発電機は、2週間に1度自動保守運転（約5分間）を行う。

17. 通信局の端末機器電源

通信局は、全ての端末機器について常時電源を投入しておかなければならない。

18. 地域衛星通信ネットワークを利用した映像送信

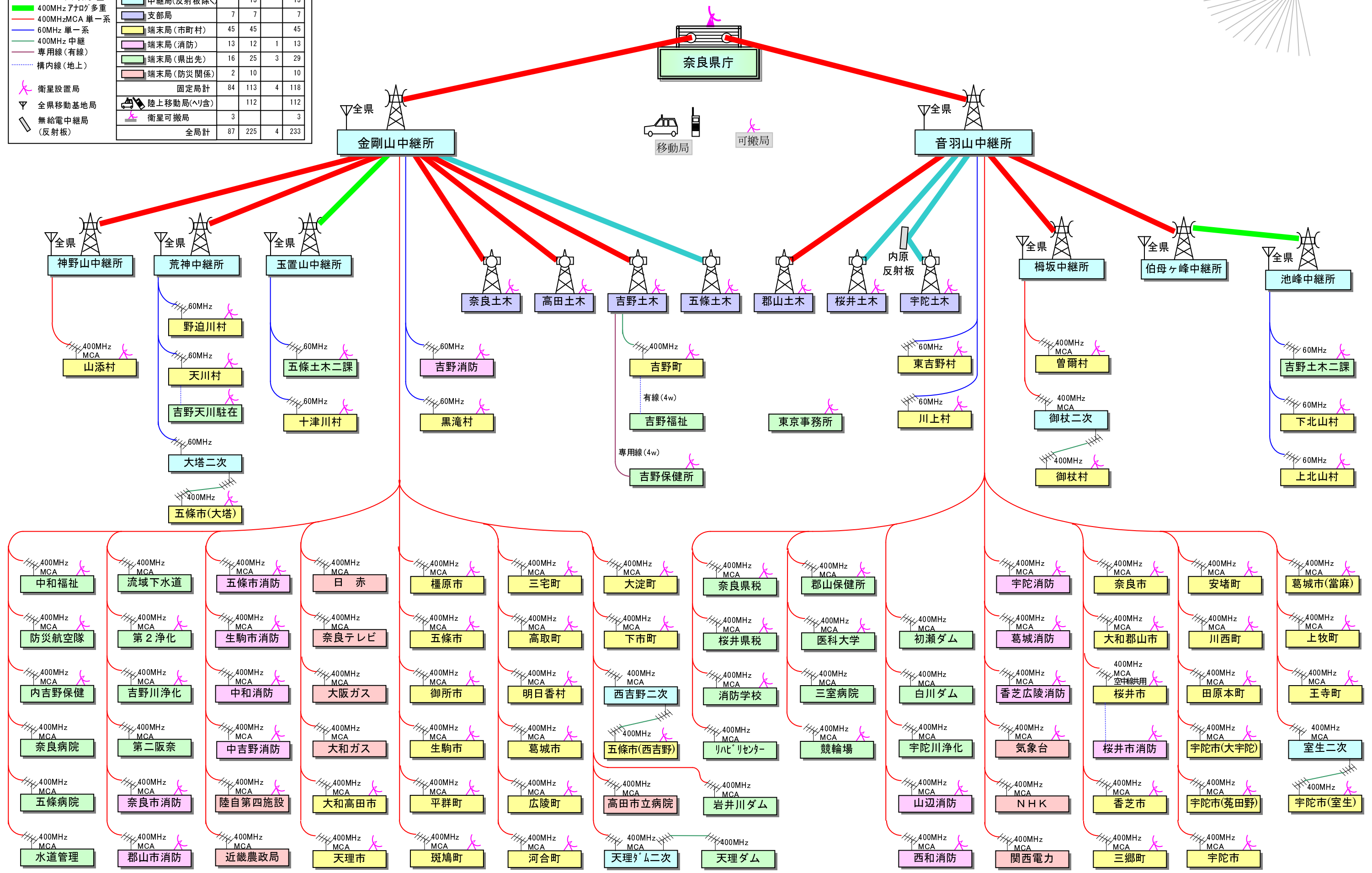
地域衛星通信ネットワークを活用し、全国のネットワーク加入局に対して映像送信を行いたいとき、若しくは、衛星可搬局を使用し2点間でデジタル（準動画）映像の送受信を行いたいときは、実施予定日の3ヶ月前までにシステム管理者（防災統括室経由）と協議すること。



奈良県防災行政通信ネットワークシステム 回線系統図

凡例

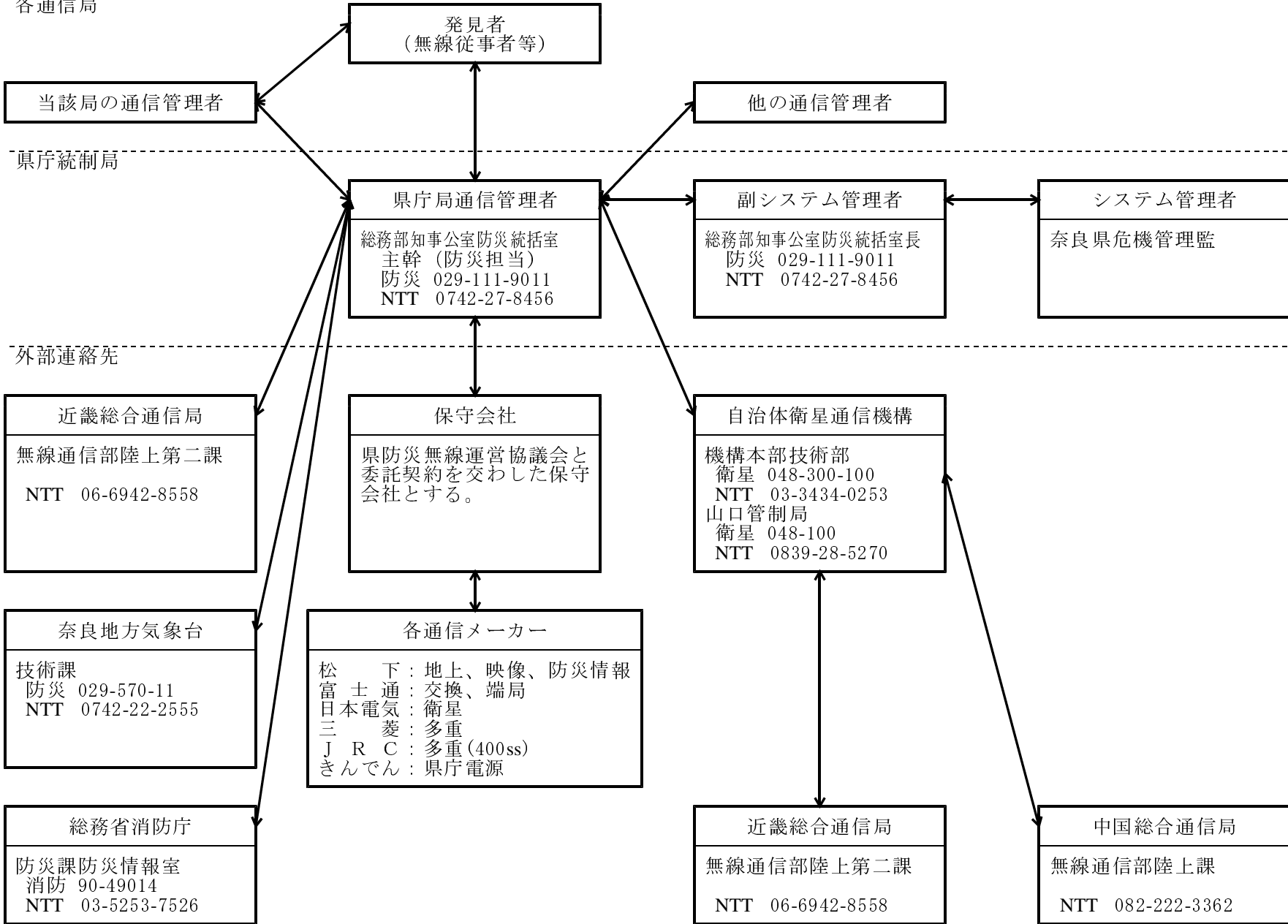
	7.5GHz デジタル多重		統制局	衛星	地上	有線	局数
	12GHz デジタル多重		中継局(反射板除く)	1	1		1
	400MHz アナログ多重		中継局(反射板除く)	13	13		13
	400MHz MCA 単一系		支部局	7	7		7
	60MHz 単一系		端末局(市町村)	45	45		45
	400MHz 中継		端末局(消防)	13	12	1	13
	専用線(有線)		端末局(県出先)	16	25	3	29
	構内線(地上)		端末局(防災関係)	2	10		10
	衛星設置局		固定局計	84	113	4	118
	全県移動基地局		陸上移動局(ヘリ舎)		112		112
	無給電中継局(反射板)		衛星可搬局	3			3
		全局計		87	225	4	233



事故発生時等の連絡体制表

(別表1)

各通信局



奈良県防災行政通信ネットワークシステム運用停止等協議書

システム管理者 殿

機 関 名

通信管理者

奈良県防災行政通信ネットワークシステム運用管理規程第 10 条により、下記のとおり協議します。

記

1 停止期間 平成 年 月 日 () 時 分から
平成 年 月 日 () 時 分まで

2 理 由

3 緊急連絡用 電話 (N T T)
電話・F A X F A X (N T T)

4 担当者名

様式 2

平成 年 月 日

奈良県防災行政通信ネットワークシステム設置場所変更協議書

システム管理者 殿

機 関 名

通信管理者

奈良県防災行政通信ネットワークシステム運用管理規程第 14 条により、下記のとおり協議します。

記

- 1 理 由
- 2 内 容 別紙図面のとおり（新旧対照図面等を添付のこと）
- 3 予 定 年 月 日
- 4 そ の 他